

収入保険制度の検討等に関する有識者会議（第3回）概要

- 1 日時：2016年11月22日（火）13:30～16:00
- 2 場所：農林水産省第2特別会議室
- 3 出席者：
（委員）江澤委員、新福委員、田淵委員、浜野委員、原委員、堀田委員、山下委員
（農林水産省）大澤経営局長、橋本経営局担当大臣官房参事官、前田保険課長、
窪山保険数理室長、小林保険監理官、吉武課長補佐、松澤課長補佐

4 概要

（大澤経営局長）

- ・ 本日の論点整理案は、これまでの有識者の方々の御意見、関係する団体等の御意見を踏まえて、ひとまず整理がついたもの。様々な立場の方がおられ、意見の違いもあったが、こういう案であれば共に歩めるのではないかといいものであり、制度として運用できる案になったと考えている。
- ・ 農業災害補償制度は、長きにわたり災害対策として有効に機能してきたが、直近の改正から十数年が経っており、状況が大分変わってきた。その中で、将来を見据えて、今、手を打っておくとの考えで、今回見直しを行うこととしている。
- ・ 論点整理案は制度設計の骨組みであり、本日は保険数理、現場の実態等、様々な専門の領域からの御意見をいただき、今後の詳細設計の検討に役立てたい。

※ 前田保険課長から、「収入保険制度及び農業災害補償制度の課題と対応の方向性（論点整理（案）」の内容を説明。その後、各委員から発言があった意見等及びそれに対する農林水産省からのコメントは、以下のとおり。

(1) 「総論」及び「収入保険制度」関係

（江澤委員）

- ・ 収入保険について、「捨て作りや意図的な安売り等は対象外」とあるが、判定には裁量の範囲がある。判定は農業者の不利益にならないようにする必要がある。
- ・ 農業者が補償内容を選択する際に、利害得失が分からないまま選ぶことにならないよう、実務上注意する必要がある。

（新福委員）

- ・ 実施主体については、論点整理をもう少し行う必要がある。新しい全国組織の体制の整備には、人材育成等に相当な時間がかかると思うが、具体的な姿が見えない。
- ・ 今までは補償されなかった地域の重要品目が救われるという点で、経営全体を補償する収入保険は良い制度であるので、次期通常国会への法案の準備を進めてほしい。法案を提出するときは、もう少し格好良い名前をつけて、農業者がこれは良いと思えるものにしてほしい。

(田淵委員)

- ・ 収入保険制度は品目にとられない総合的な保険であり、農業共済では対象とされていなかった地域の新しい特産品にも対応できると期待している。
- ・ 収入保険制度について、何年後を目途に移行するのか。また、論点整理案には、いくつか「所要の移行期間」とあるが、年数が具体的ではない。移行期間が明確になれば、それに向かって農業者も青色申告や経営改善をやろうという動きにつながる。収入保険制度が1年分の青色申告でも加入できるとする中で、水稻共済はどこまで必要かということも検討すべき。
- ・ 全国組織を新たにつくる中で、今までどおりの共済組合に実務を任せるのでは進歩がない。組合や地域が違えば引受条件や補償の内容がマチマチであるのはよくない。全国組織には、下部組織は置かないこととして、効率化することも必要である。

(浜野委員)

- ・ マルキン等の該当者は、農業収入をさらに対象となる収入と対象外の収入を分ける必要があり、対象となる収入だけの申告とすると、対象外収入を混在、もしくは除外しすぎということも想定される。そのため、敢えて収入は全て実施主体に申告してもらい、どの収入が対象外となるかを実施主体と共に確認する実務も検討すべき。
- ・ 対象者について、青色申告の実績が1年分の場合の基準収入はどのように設定するのか。単年の収入のみで設定するというのか。
- ・ 青色申告の実績が5年分あることを原則としている中、1年分しか実績がない者でも補償内容が同じであれば、手続きの負担を考えて5年分の収入実績を出してもらえなくなるおそれもある。実績を5年分提出することにメリットを感じてもらうためにも、記載のように補償限度の差を設けることが考えられる。その上で、年数の違いによる基準収入の不安定さがどのような違いにつながるか、今後の実績を見て検証していく必要がある。
- ・ 青色申告が5年未満の者について、補償限度を徐々に引き上げるとあるが、補償限度額の引き上げる幅をあまり細かく設定しすぎると、差が分かりにくくなることや実務が煩雑になることも想定されるため、ある程度大括りで設定することも必要。
- ・ 補填のタイプの選択については、保険方式のみで9割まで補償するタイプも選択できるということか、あるいは8割までが保険方式で積立も併用するというのか。
- ・ 危険段階別の掛金率は、収入保険制度は任意加入であり、加入を中断した者がしばらく経って再加入する場合の取扱いも課題。ただ、あまり細かいルールを設けると実務が煩雑になるため、バランスを考えつつ、対応方法を検討すべき。
- ・ 収入保険制度は不確実性が高い自然災害や価格低下を補償するものであり、長期の観測データに基づいてリスク実態を把握することが重要。さらに、将来、データが蓄積されれば、より納得感や公平感のある保険料体系にできる可能性もある。また、ニーズや実態を踏まえて保険商品の魅力を高めるために、柔軟に見直しができるようにしておくという今回の考え方は重要。

(原委員)

- ・ 多くの者が収入保険制度に加入することが農業の持続のために必要。青色申告の実績が1年分あれば加入できるのは良い。母集団の確保のためにも、認定農業者など対象者を狭めるような要件は付けるべきではない。
- ・ 在庫も対象とのことだが、生産した飼料作物の在庫も補填が可能になることは良いことであり、この内容で進めてほしい。
- ・ モラルハザード防止のために、実施主体が補助フォーム等の加入申請の内容をチェックするのは、運用が大変だと思うので、よく検討してほしい。

(山下委員)

- ・ 「制度については一定期間経過後に見直す」とあるが、これは収入保険制度及び農業災害補償制度の両方についてということか。農業の構造は変化しており、その都度、見直しをして、適切に運用されるようにすべき。
- ・ 実施主体については、共済団体において全国連合会を創設する方向で動いている。収入保険制度を引き受ける全国組織と従来の農業共済のラインとは分けなければ、混乱が起きると思う。一方、現場では、共済組合が両方の実務を行うことになるので、きちんと両方が動くような組織体制が必要があり、国の指導をお願いしたい。
- ・ 青色申告実績が1年分あれば加入対象としたことは評価。ただし、補償限度が農業共済より低くなる可能性もある。農業共済から収入保険制度への移行を促すためにも、シミュレーションにより両制度の違いを理解して選択してもらうことが必要。
- ・ 平成31年からの実施となれば、30年分の青色申告のために、29年3月15日までに新規の手続きが必要なので、来年の早いうちから農業者への周知徹底が必要。

(堀田委員)

- ・ 収入保険制度には、農業災害補償制度から相当程度移行すると予想され、青色申告をする比較的大規模の農家が多く移行すると、農業災害補償制度は財政的に脆弱になる。両制度は、競合的關係ではなく、補完的なものとするべきであり、両制度の安定的な存続のため、制度間の公平性と機能分化を確保する必要がある。
- ・ 実施主体を全国組織の共済団体が担う場合、各共済組合との綿密な連携が重要。共済団体が、保険者として自立したリスク管理機能を働かせるための内部体制の確立が必要である。また、財政規律を保つため、安易に政府に依存することがないように、共済団体と政府再保険の關係の在り方にも注意が必要である。
- ・ 農業法人の場合、経営リスクの最終的な引受け手は出資者、あるいは株主であり、そうした手段のない個人農家や小規模な農業法人には収入保険制度の必要性が高いが、大規模な農業法人にまで税金が充当されることには国民の理解が得られにくい。農業法人に一定の上限を設ける必要があるのではないか。

【中嶋委員欠席のため、事務局が同委員の意見を読み上げ】

- ・ 収入保険制度は、農政改革を推進する制度として期待しており、特に担い手の活動を後押しするべく、検討を進めていただきたい。
- ・ 「攻めの農林水産業」にあるとおり、バリューチェーンの構築、需要フロンティ

アの拡大に挑戦することが課題であるが、そのような取組において、価格変動等のリスクにどのように備えるかが重要ということも十分に考慮すべき。

- ・ 発足時点で加工等の6次産業化の取組を収入保険制度の対象にすることは困難であるが、今後データの収集と解析を積み重ね、可能性がないか検討を続けるべき。
- ・ 新たな取組に対して、どのように基準収入を定めるかについて検討が必要。全国組織内に評価・審査のための部署を設けることも必要ではないか。
- ・ 類似制度との関係の整理については、論点整理案が費用対効果面で優れている。また、農業経営者が自らの経営実態に合わせて両制度を適切に選択できるよう、十分な情報提供に努めるべき。
- ・ 組織の効率化を図るため、IoTなどの新技術の導入を進める必要があり、全国組織はそのための長期的な計画を定めるべき。
- ・ 地域の他団体との連携体制、組織の在り方、関係する制度について見直す必要があれば、積極的に取り組むべき。

【森委員欠席のため、事務局が同委員の意見を読み上げ】

- ・ 収入保険制度では、全ての農畜産物を対象とすることを目指すべき。一部の品目を除外すると、対象品目の収入を犠牲にしても対象外品目の収入を増加させた方が有利になり、生産構造に悪影響を与える。
- ・ 発足当初においてマルキン等の対象品目を収入保険制度の対象から除外することはやむを得ないが、一定期間経過後に見直して、対象とすべき。また、マルキン等の制度はコスト増のみを補填する制度に変え、収入減少は収入保険制度でカバーすることが望ましい。
- ・ 補填金支払までの資金繰りに対応する融資は、収入保険制度の実施主体よりも審査体制の充実した金融機関が行うことが望ましい。一般の金融機関でも融資ができるようにするため、収入保険制度では補填金を担保とすることを法令等で制限するべきでない。

(保険数理室長)

- ・ 委員の皆様からの意見をみると、収入保険制度については評価をいただいていると認識。論点整理の段階で整理するものや今後細部を詰めていくものがある。
- ・ 捨てづくりや意図的な安売り等の確認方法には、今後詰めていく事項。例えば、捨てづくりであれば、地域の農家と比べて明らかに異なる場合や営農記録を見て肥培管理が適切にされていなかった場合は、補償対象外といったように、個別に確認していくことになる。一方、価格の方は、審査方法の検討が必要である。
- ・ 収入保険制度の補償限度の選択や、類似制度との比較の際には数字が必要と考えている。国庫補助のあり方などが明らかにできる段階になれば、モデル的に保険料・積立金の水準、補填金の水準などのシミュレーション結果を情報提供したい。
- ・ 実施主体の組織体制の整備には時間が掛かるかもしれないが、収入保険制度の導入に向けて体制を整備し、制度が回るようにしていくことが重要と考えている。
- ・ 品目の枠にとらわれずに補償する収入保険制度では、地域の重要品目もそうだが、新しい作物にチャレンジする場合についても、リスクに備えることができる点でメ

リットがあるので、このような点を周知していきたい。

- ・ 収入保険制度の名称については、論点整理案では「農業経営サポート保険」を例示しているが、他に良い名称があれば採用していきたい。
- ・ 導入時期については、まず来年の通常国会に法案を提出し、仮に順調に成立しても、それからシステム整備には少なくとも1年は要すると考えられる。したがって、30年の秋に加入申請し、31年産からスタートすることを目指していきたい。
- ・ 白色申告から青色申告に切り替える方については、1年分の青色申告実績で31年産から加入することとなると、30年の春に青色申告を行う必要があり、29年3月に、翌年から青色申告を行うことを税務署に申請する必要がある。この点については、取りまとめが終わった後に、各方面に御協力いただき周知していきたい。
- ・ マルキン等の対象品目を収入保険制度の対象品目から除くことについては、できるだけ手間が掛からないようにするため、加入手続の中では、補助フォームを作成し、農産物ごとに記載することを考えており、その中で対象外品目を仕分けて、必要な対象収入だけを申告したり、チェックできるように工夫したい。
- ・ 1年分の青色申告実績で加入する場合の基準収入については、個人の場合、例えば、平成30年秋から加入申請を開始すると、30年2～3月に申告した1年分（29年分）の青色申告実績があれば加入でき、その後、31年2～3月の確定申告時にもう1年分（30年分）の青色申告実績が揃うので、この2年平均の収入金額と当年の営農計画に基づく期待収入とを比較し基準収入を設定する方法を考えている。
- ・ 青色申告実績が5年ある者と5年未満の者の補償限度に差を設けることについては、5年の平均収入と5年未満の平均収入とでは確度が異なるので、差を設ける必要があると考えている。今後データを蓄積していく中で、青色申告の年数により何らかの差がみられれば、そういったものを適用することも検討していきたい。
- ・ 青色申告実績が5年に満たない者の補償限度額の引き上げ方については、例えば、補償限度を8割からスタートし、徐々に引き上げていく方法があるのではないかと考えている。その際、補償限度の引き上げ幅をあまり細かく設定しすぎると、保険料率に差が出ないため、農業者に違いが分かりにくいという御指摘については、今後検討。
- ・ 保険方式と積立方式の組合せの選択については、保険方式と積立方式を組み合わせ、基準収入の8割までを保険方式、8割から9割までを積立方式とする方法を基本として検討している。9割までを全て保険方式で補填する手法は採用しない。
- ・ 加入を中断した者の危険段階別の保険料率の適用については、まずは危険段階別の保険料率をどのように設定していくかを検討していく中で取扱いを研究してまいりたい。危険段階別の保険料率については、1年の実績を見て適用料率を変えていくのか、複数年の実績を見て変えていくのかなども検討する必要がある。
- ・ 制度実施後データを蓄積していくが、環境の変化によってリスクが変化することも考えられるので、様々な対応ができるよう工夫していきたい。
- ・ 青色申告の推進については、国としても、関係組織を通じて、収入保険制度の対象は青色申告を行っている者であること、正規の簿記だけでなく、簡易な方式も対象となっていること等について周知していきたい。
- ・ 対象者を認定農業者に限定するべきでないという指摘については、収入保険制度

の対象者は、青色申告を行い、経営管理を適切に行っている者であり、担い手と同等と考えている。このような担い手が、新たな作物にチャレンジするなど経営の発展に向けて取り組む際のセーフティネットとして機能するよう検討してまいりたい。

- ・ 収入の把握に用いる補助フォームのチェックについては、現在事業化調査の中で、様式やチェック方法について検討中。現場で実践できるものに仕上げていきたい。
- ・ 収入保険制度と農業共済の関係性については、収入保険制度は、農業経営全体の収入に着目したセーフティネットとして青色申告者を対象とする一方、農業災害補償制度は災害対策として全ての農業者を対象としており、機能が異なる。その上で、「備えあれば憂いなし」の考え方を基本としつつ、農業者が主体的な経営判断によりいずれかの制度に加入することが望ましいと考えており、両制度ともに加入促進が図られるように取り組んでまいりたい。また、危険段階別共済掛金率を全ての組合で導入し、低被害農家が引き続き共済に加入しやすい状況を整えてまいりたい。
- ・ 国庫補助の在り方については、小規模経営であろうが大規模経営であろうが、農業経営を行う上でのリスクに差はないと考えている。今後、農業を成長産業化させるためには、個人も法人も含めて、より収益を上げるための取組を進めていくことが重要であり、その際のセーフティネットとして収入保険制度を検討している。こうした中で、対象者の加入要件として収入に上限を設けることは、農業者の経営発展の取組を阻害する要因となることから難しいと考えている。
- ・ 価格変動等のリスクへの備えについては、収入保険制度のねらいは、自由な経営判断に基づき経営の発展に取り組む者を育成すること。そのような農業者が国内外のマーケットに立ち向かう場合、価格変動等のリスクはつきものであり、自然災害だけでなく、価格変動等による収入減少も補填の対象とすることを検討している。
- ・ 加工品については、農産物以外の様々な原料により構成されているため、その販売収入の減少要因の検証が難しいこと等から、販売収入には含めないこととしている。今後、加工品の製造・販売におけるリスクは何かなど事業者の声も聞きながら、加工品のリスクへの対応として何が考えられるか検討してまいりたい。
- ・ 新たな取組に対する基準収入の設定方法等については、基準収入は過去の収入の5中5だけでなく、当年の営農計画に基づく期待収入との関係も見ながら設定することとしている。新たな作物を導入する場合、営農計画に作付面積等の情報を記載していただき、期待収入を計算しそれも考慮して基準収入を設定する。期待収入の算定・審査方法は、統一的な見方をする必要があるので今後検討してまいりたい。
- ・ 全ての品目を対象とするべきとの意見については、収入保険制度は農業者が生産・販売する全ての農産物の販売収入を対象とすることが基本であるが、マルキン等の対象の畜産物の4品目については、複合経営問題を解決するため対象品目から除外する。収入保険制度については、一定期間後に見直すことを想定しているが、マルキン等の類似制度については、収入保険制度との関係というよりは、その制度の目的等に照らして検証し、見直しが必要かどうかを検討する必要があると考えている。
- ・ 資金繰りの対応については、加入者目線で考えるべきと考えており、簡易な審査など使い易い融資を措置することを考えているが、その際、加入者の書類作成が煩

雑とならないよう、どのような仕組みで融資するのが良いか検討してまいりたい。

(堀田委員)

- ・ かなり大きな資本をもっている大規模経営は、株主なり価格転嫁などでリスク分散を図ることができるので、国庫補助を投入するのはどうかと思う。一方、家族経営や小規模な法人は、そのような術を持っていないので、制度の趣旨に合うと思う。
- ・ 同じリスクプールの中に小規模経営と巨大な資本が混じり合っているのは、公平な制度と言えるのか疑問。多数の小規模な農業法人や個人経営が、大手の農業法人を支える仕組みとなってしまうのではないかという懸念がある。

(保険数理室長)

- ・ 大企業であっても、農業を始めるときには、地域の農業者の参画を得て、新たに農業法人を設立するところから始めるのが一般的である。また、家族経営が法人化し、徐々に経営規模を拡大していき、数億円規模の売上がある法人になる場合もあり、収入に上限を設けるなどの線引きをするのは難しい問題だと受け止めている。

(新福委員)

- ・ 「使い易い融資を措置」に関しては明るい話題提供。畑の見える化をして、畑ごとの決算書を提出することで、農産物を動産担保として過去5年間の収益の平均額の融資を受けられるようになった。収入保険制度により、経営の見える化が図られれば、地方の金融機関が農業者を応援できるようになってよいと思う。

(原委員)

- ・ 補助フォームの充実というが、青森県内では、「青色申告さえすれば、収入保険制度に加入できる」と考えている者も多いので、あまり記入が大変な書類になるとハードルが上がってしまうことにも留意いただきたい。

(山下委員)

- ・ 実務面で、約款、重要事項説明書、免責規定等の細かい点を決めなければならないが、例えば、捨て作りや意図的な安売りをどういう形で認定するかについては、ガイドラインがないとトラブルのもとになる。国の指導をお願いしたい。

(保険数理室長)

- ・ 収入保険制度は、青色申告書だけで加入できるものではなく、現在、検討中であるが、過去収入の把握のほか、当年の営農計画と照らし、どのような収入減少要因が発生したかを確認する必要がある、最低限必要な書類は準備しなければならない。
- ・ 対象要因の確認方法については、ルールを作っていく必要がある。捨てづくりについては、農業共済のノウハウを活用できると考えているが、価格の部分については、当年の営農計画で申告してもらった単価と大きく異なる場合は、理由を確認するなどして、モラルハザードの防止を図っていく必要がある。
- ・ 収入保険制度は、収入減少の全額を補填する仕組みではなく、足切りや支払率に

よりモラルハザードを抑制する仕組みとなっている。あまり複雑なチェックをする
と事務コストもかかるため、程良いバランスでチェックしていく必要がある。

(保険監理官)

- ・ 実施主体については、収入保険制度の実施に間に合うよう、共済団体側と相談し
ていきたい。
- ・ 全国組織は、加入受付等の業務は共済組合等に委託して実施することが想定され
るが、その後の具体的な姿は論点整理案には記述されていない。農業者へのサービ
スの向上及び効率的な事業執行による農業者の負担軽減の視点から、共済団体側と
相談していきたい。
- ・ 共済組合の中で収入保険事業と共済事業とが適切に実施される必要があり、どの
ように対応していくかは共済団体側と相談していきたい。
- ・ 共済組合のガバナンスの強化は必要であり、論点整理案にも国による検査の実施
や秘密保持義務等が記述されている。

(保険課長)

- ・ 一定期間経過後の見直しについては、収入保険制度だけではなく、農業災害補償
制度の今回の見直しも含めて、一定期間経過後、検証する。
- ・ 「一定期間」及び「所要の移行期間」の年数については、今後、法案を検討して
いく中で、関係者の意見も聞いて、具体的な年次を定めていく。

(2) 「農業災害補償制度の見直し」関係

(江澤委員)

- ・ 園芸施設共済の短期加入のオプションの廃止について、園芸施設が存在しない期
間についても責任期間を設定するのか。
- ・ 診療費に一定の自己負担を設けることは、診療費が見えやすくなる効果があつて
よいが、一定の自己負担とは、定率と定額のいずれか。
- ・ 家畜商が購入した家畜が牛白血病と診断された場合も共済金の対象とすることに
ついて、家畜商と農業者との間で金銭の取扱いで問題が起こらないようにする必要
がある。

(田淵委員)

- ・ 農業共済は税金の二重払いという感覚がある。農業共済に国費を投入するよりは、
収入保険の方を良い制度にするべき。

(浜野委員)

- ・ 地域インデックス方式は、コストのかからない選択肢として創設するとあるが、
事故の確認しないことを想定しているのか。
- ・ 園芸施設共済の短期加入について、農業者にとって期間の選択をすることに難し

さがあったということか。

- ・ 危険段階別共済掛金率について、事故軽減のインセンティブに繋げるためにも無事故の場合にどのくらい掛金が下がるかといったことを農業者にそのメリットを十分ご理解いただくことが必要であり、予めわかりやすく周知することが重要。

(原委員)

- ・ 牛の異動申告については、トレーサビリティ制度の情報を活用し、農業者の負担を軽減する必要がある。現行制度では、申告に間違いがあると、共済金の変更や国庫返納など膨大な事務が発生するため、見直すことは妥当。
- ・ 病傷共済金への自己負担の導入については、農業者が診療の必要性を考えるきっかけとなり、事故軽減のインセンティブにもつながる。なお、農業者の負担が増えないレベルとするよう配慮すべき。

(堀田委員)

- ・ 当然加入制を廃止して任意加入とした場合に加入者が減少するのではないか心配。逆選択を防ぐため、危険段階別共済掛金率の導入が必要だが、料率の区分を十分にしないと、結果的にリスクの高い農家だけが加入するおそれがある。

(山下委員)

- ・ 一筆方式及び無事戻しの廃止について、効率化や財源確保の観点から方向性は間違いないと考えるが、地域によって状況が異なるので、廃止に当たっては一定期間の猶予が必要。
- ・ 当然加入制を廃止しても、災害対策の低下につながらないように、加入率の維持に万全をつくすべきであり、災害時の対策において共済加入の有無によって差をつけることはもとより、各種補助事業の実施に当たっては、共済への加入を条件とする必要がある。
- ・ 一筆半損特例については、水稻以外の麦や大豆にも導入する必要があるか、農業者の意見も聞いて、検討してほしい。

【中嶋委員欠席のため、事務局が同委員の意見を読み上げ】

- ・ 診療費の一部自己負担を導入するとともに、死傷事故と病傷事故を分離することによって、積極的に診療を行わず、死亡事故が増えることがないのか確認する必要がある。

【森委員欠席のため、事務局が同委員の意見を読み上げ】

- ・ 当然加入制の廃止により、共済細目書が作成されない経営所得安定対策等の対象農地が多く生じることになるため、品目別の対象面積の確認では、共済細目書に代わる手段が必要となる。一方、収入保険の加入申請において、一筆ごとの明細書を作成させることは、手続きを複雑にすることから、基本的には、耕作者を農地台帳によって把握し、これを図面化したものと衛星写真等を照合するなど、IT技術を活用した新たな手法が必要である。

- ・ 共済細目書を確認手段として用いてきたのは、特定作業受託（基幹作業受託＋販売受託）による耕地が多いことが背景にある。しかしながら、消費税の軽減税率制度の導入（平成31年10月予定）で販売受託の経理に制限が加わり、特定作業受託による利用集積が困難になることから、農地中間管理機構の活用などにより、30年度末までに特定作業受託の全てを利用権設定に移行するなどの対策を強化すべき。

（保険課長）

- ・ 園芸施設共済の被覆している期間だけの短期加入の廃止については、保険の目的物が存在しない期間まで加入しなければならないわけではなく、設置している期間の中で被覆しない期間があっても加入していただくことを考えている。
- ・ 診療費の一部自己負担については、現時点では人の健康保険と同様に「定率」を考えている。ただし、人のように3割ということではなく、現行で農業者が負担している初診料と同程度となるように検討したい。
- ・ 家畜商を経由した場合の牛白血病の共済金については、共済加入者である農業者に支払うことが基本になると考えているが、所有者が家畜商に移っていることも踏まえ、適切な方法を検討したい。
- ・ 地域インデックス方式については、コストのかからない方向を目指しているが、全く被害がない方に共済金を支払うことには異論もある。このため、被害があった時には申告していただくが、細かな収量の査定まではしない方向で検討している。
- ・ 園芸施設共済の短期加入については、平成24年の北海道の大雪では被覆していない育苗ハウスがつぶれたり、今夏の北海道の台風被害では河川が氾濫し被覆していないハウスが流されるなど、作物の栽培時期でなくても施設に被害が発生した実例があり、期間の選択は難しいと考えている。
- ・ 危険段階別共済掛金率については、共済金の支払状況に応じた掛金の割増・割引の方法について、モデル例を示しながら、パンフレットなどで分かりやすく周知していきたい。
- ・ 包括共済の事務の簡素化において、牛のトレーサビリティデータについては、最大限活用することを追求したい。
- ・ 当然加入制から任意加入制への移行については、加入者の離脱という心配があるのはもっともだが、当然加入制を廃止しても加入率を下げないという思いで取り組みを進めたい。論点整理案においても、加入促進の項目を設け、「収入保険制度又は農業災害補償制度への加入促進」を明記している。このためには、農業共済団体の努力はもとより、他の事業との連携というアイデアも頂いているので、国でもできる限りのことはやっていきたい。
- ・ 一筆方式及び無事戻しの廃止までの具体的な期間については、今後、関係者の意見も聞いた上で検討したい。
- ・ 一筆半損特例については、今後の検討課題ではあるが、水稻については、一筆方式の加入が8割に迫る中で、他の方式に円滑に移行させるための措置として検討している。一方、大豆については、一筆方式の加入が十数パーセントしかなく、水稻とは事情が異なることも踏まえる必要がある。
- ・ 経営所得安定対策の作付面積の確認における共済細目書の活用については、現在

でも農業共済の未加入者はおり、その場合は現地確認で対応している実態がある。こうしたことも含め、当然加入制廃止後の対応については、経営所得安定対策の担当部局と連携をとって支障がないよう検討したい。

(保険監理官)

- ・ 死傷共済と病傷共済は分離し、農業者が選択できるように検討しており、その上で、初診料を含む診療費全体に一定の自己負担を設けることにより、農業者に診療コストを意識していただき、事故低減のインセンティブにつながるよう検討している。なお、必要な診療を受けずに家畜が死亡した場合には、適切な管理を行っていないということで共済金の免責に該当することになる。

(橋本参事官)

- ・ 本日は、長時間にわたり、貴重な御意見をいただき、感謝。御意見を踏まえて、収入保険制度、農業災害補償制度の見直しの基本的な方針についてとりまとめるとともに、制度の詳細について、さらに検討を進めたい。御意見については、直ちに取り入れるものもあれば、将来の見直しにおいて取り入れるものもあるかもしれない。その際は、必要に応じて御意見をお伺いすることもあるかと思うので、引き続き、よろしく願いしたい。

(了)